

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：別府市長、別府市議会議長、別府市教育委員会、別府市選挙管理委員会委員長、
別府市代表監査委員、別府市農業委員会会長、別府市消防長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.1%
全職員	75.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.2%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	96.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.6%
31～35年	95.2%
26～30年	97.9%
21～25年	92.3%
16～20年	94.6%
11～15年	96.4%
6～10年	88.1%
1～5年	104.7%

【説明欄】

- ・常勤職員以外の職員については、勤務時間に応じた職員数に換算して算出している。(例：勤務時間が週31時間の場合、常勤職員の勤務時間が38時間45分のため、0.8人として算出)
- ・扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は80%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。